

# 弘前藩の刑法典

(四)

## 一 寛政律

橋 本 久

### 目 次

はじめに

#### 一 安永律

#### 二 寛政律

##### (一) 『御刑法書之写』

##### (二) 『寛政律』(その一)

##### (三) 『寛政律』(その二)

#### 三 文化律

## 二 寛 政 律

### (一) 『寛政律』(その一)

凡 例

- 一 弘前市立弘前図書館所蔵、津軽古図書保存会旧蔵本(甲)  
五、八五」を用いた。
- 一 表記法は原則として前号に倣うが、一部変体がなを敢えて  
表示した所もある。
- 一 便宜上、各項目に「一・二・三・……、各条文に1・2・  
3・……等の数字を付した。
- 一 その他に適宜書き加えた個所は「」で示した。
- 一 原本は他本と同様に統け書きであるが、各項目の前を行  
ずつ空けた。
- 一 京大本にない文については、冒頭に※印を付した。

〔表紙〕

## 寛政律全

〔内題〕

## 寛政律

五日	五百文	六十	※「戸メ之儀ハ是迄日 数幾日ニ相成候間御 免被仰付候様申上候 得とも以來幾日戸メ 被仰付候様ニと日數 を記申上候儀辰の八 月伺済」
十日	九百文	二十	
十五日	一千二百文	三十	
二十日	一千五百文	四十	
三十日	二千八百文		

文化五辰年伺済五月廿四日

四奉行

此度御刑法改被仰付候ニ付沙汰仕候處、明律ハ歷代之刑法をいたし損益相立候儀に付、律之輕重宜ク儀理共ニ正敷御座候得とも、當時に比ヘ候得者一体之律重く御座候間、明律に而答罪ニ相当候部者大方當時戸メニ而相済候振合ニ御座候而、猶又刑法も違ひ候間、其儘ニ而者難相用、依之當時通例行ひ候刑名を以て明律之格ニ隨ひ差等相立、專其義理ニ依り輕重相分け申候、右之内 公儀御定ニ拘り候儀并是迄之御法ニ而俄ニ輕重難相成分者、与得沙汰仕斟酌加減仕候間、此末御刑罰御沙汰御座候節、若此度相定候ヶ条之内洩れ候之儀御座候而モ、右之趣を以明律を致参考罪之輕重無之様被仰付候様奉存候、即此度相定候御刑法名目与明律刑名との相當之差等如左、

戸メ 「書入」 戸メ過料 村役戸メ過料 被仰付候 答刑

明律

五日	五百文	六十	※「戸メ之儀ハ是迄日 数幾日ニ相成候間御 免被仰付候様申上候 得とも以來幾日戸メ 被仰付候様ニと日數 を記申上候儀辰の八 月伺済」
十日	九百文	二十	
十五日	一千二百文	三十	
二十日	一千五百文	四十	
三十日	二千八百文		

鞭刑	明律 枝刑	半年鞭三十 一年鞭三十 一年半鞭三十
所拏	廿一 廿四 廿七 廿九 三十 十里	三里 五里 七里 九年 十里 大場御構
板屋野木 浅虫 黒石	大場 四浦 五浦 木作 飯詰	碇ヶ関 青森 鰺ヶ沢
徒刑	明律 流刑	死刑

火刑	明律 死刑	二千里杖一百 二千五百里杖一百 三千里杖一百
磔	火刑ハ火附を極て重科ニ相立候	
獄門	斬	
斬	秋後	
磔	即決	
火刑	公義御定ニ付、明律相當無之	
御刑法御定		
御刑法名目		
定例		
1 戸メ五		
戸メ五日		
同 十日		
同 十五日		
同 廿日		
同 三十日		
但子兄弟或は奉公人之類戸メ難相成者ハ、右日数之通過		

料人夫或ハ一日六十文之積を以て過料錢為差出候事、

同一年鞭三十

二二

鞭三  
〔二二〕

資 料

但徒刑之者は銅鉛山へ差遣し鞭刑之上年限之通苦使可致事、

同一年半鞭三十

鞭三十

但尾太銅山并湯沢鉛山へ苦使之類御預之類以来御止メ被仰付、左之通、

鞭三  
同六  
同九  
同十二  
同十五

鞭刑追放五

鞭十八  
所拏

同廿一  
三里

同廿四  
五里

同廿七  
七里

同三十  
十里

大場御構

但追放ハ鞭十八已上ニ候得共、其罪之子細ニ寄其所ニ難  
差置者は、鞭數ニ不拘、所拏可致事、

五五

死刑四  
斬  
獄門  
磔

文化八未年十月八日

町奉行

四四  
徒刑三

徒半年  
鞭三十

六

贖刑

過料

三貫六百文

四貫二百文

四貫八百文

五貫四百文

六貫文

十二貫文

十五貫文

同廿一ハ

同廿四ハ

同廿七ハ

同廿八ハ

同廿九ハ

同三十ハ

同三十一ハ

同三十二ハ

同三十三ハ

同三十四ハ

同三十五ハ

同三十六ハ

同三十七ハ

右過料之儀者、老幼廢疾之類刑ニ不可行者并過チにて人

を殺或ハ疵付候類、相当之過料ニ而罪を<sup>ツヅケ</sup>可申事、

7 一過料之者若貧困ニ而上納難相成者ハ、銅鉛山へ差遣一日

六十文之積を以夫役ニ使ひ可申事、若又老幼廢疾之類夫役ニ茂難相成者ハ、其身牢舎之上一年或ニニ而用捨可致

事、

七 五逆之事

8 一惡逆

祖父母父母を打擲いたし或は殺ざんと謀り并伯叔父姑兄姉母方之祖父母を殺し夫トを殺し候者之事、

9 一不道

一家之内死罪にあらざるもの三人を殺し并人之支体を切ほときむごく切害いたし候ものゝ事、

10 一大不敬

御宗廟御飾物并御召物等を盜取候者之事、

11 一不孝

祖父母父母之事を訴へ或は悪口いたし并父母之扱ひ宜しからず難済せしむる者之事、

12 一不儀

支配之者頭分之者を殺し、弟子として師匠を殺し候もの事、

八 老幼廢疾之事

13 一歲七十已上十五歲以下并廢疾之者死罪以下贖ニ而用捨可

斗刑を加へ候事、

致事、八十已上十歳已下死罪を犯し候者ハ上聞之上時宜  
御沙汰可被仰付事、盜賊并人に疵付候者贖を出させ可申  
事、其余之罪ハ御構無之、九十已上七歳已下は死罪ニ而  
も刑を不可加事、

但罪を犯し候節未老疾ニ無之候共、事顯れ候節老疾ニ

候得ハ老疾を以て沙汰可致事、幼少之節罪を犯し壯年  
ニ至り事顯れ候節、幼少之例を以て沙汰可致事、

14一癪疾之事、惣而人事ニはつれ候片輪病人をいふなり、馬

鹿乱心之類も癪疾与可致候事、

### 九 科人ハ首從を可別事

15一二人以上申合罪を犯し候節ハ其内趣意相企候者を首ト致

候事、其余ハ從と致候事、從之者ハ首ル罪一等を減し可  
申事、尤本文に同類不残と有之ハ首從之差別無之事、

### 一〇 一人ニ而二罪有之事

16一凡二罪以上共に顯れ候節ハ重きもの一ヶ条を以罪を定候

事、若一罪先ニ顯連既ニ刑を加へ候後外之罪顯れ候節  
ハ、軽きもの并同等之科は御沙汰ニ不及、若跡に顯れ候

科重く候者沙汰直しにいたし、前罪之鞭數差引残る鞭數

### 一一 五軒組合連座ニ可及ケ条之事

17一隱田畑

18一隱津出

19一盜柵

20一博奕之宿

21一隠商壳

22一

右ヶ条之内罪を犯し候者組合之者ハ、本人之罪相当を以  
過料に直し組合四軒より差出させ候事、

但組合四軒ニ不満者ハ四軒之割合を以、不足分ハ容赦

いたし候事、

### 一二 科人自身申出候者

23一惣而惡事を致候者、事未顯已前自身申出るに於てハ、其

罪御容赦被仰付候事、

但人を疵付或ハ物に寄り不可償品ならび姦通之類ハ不

許事、

一竊盜或ハ手段等ニ而人之財物を取、其後過を悔候而自身  
と本人江返し候者ハ、上江申出ると同前其科可許事、

一三

親族ハ罪を隠し候而も御容赦之事

24 一父母兄弟伯父姑夫婦之間、罪有之相隠候とも御咎無之事、但其事を泄らし逃去らしむる共不可罪事、家来主人

之為メに隠し候も是又同然之事、其外妻之父母娘之聾夫之兄弟ハ相隠候節乎人ノ罪三等を減し可申事、

一四

親族軽重之事

25 一本文に祖父母と有之ハ高祖曾祖同様之事、孫と有之ハ曾孫玄孫同様之事、嫡孫之承祖ハ父母と同様、嫡母養母ハ

実母と同様之事、

一五

罪可減者ハ累減を得候事

26 一譬は罪を犯し候者首と從と有之時、其從之者は罪一等を減し候上、其者外ニ可減子細有之時は又幾等も段々に減し可申事、

一六

婦人犯罪候事

27 一婦人之罪を犯し候ハ鞭十五に不可過、鞭十五以上相当候節八十五鞭切ニ而、残る数は過料ニ而罪を贖ひ可申事、

28 一婦人之鞭刑は襦袴之上ヲ打可申、但姦淫之罪ハ衣を去り

直ニ可打事、竊盜之類ハ入墨を許可申事、

一七

不儀<sup>(アマシ)</sup>之財物取捌之事

29 一財物之上ニ而罪を犯し候者、本人相手共に罪有之時ハ其財物ハ没収<sup>(モウシュー)</sup>可致事、若相手方罪あり本人罪無之時は其財物は本人江返し候事、

30 一其財物之没収可致もの并本人江可返物既ニ費し用ひ候ハ可令償出事、若科人身死候而品物費用候節者取立ニ不及事、

一八

同類之内出奔有之片口ニ相成候者之事

31 一同類之内一人は出奔いたし一人召捕候節、其者出奔いたし候者を本人之旨申出、別ニ証人無之時ハ其者は從といたし刑を可加事、其後出奔いたし候者を召捕糺明いたし候節、最初之者本人ニ相違無之ハ即首といたし殘る刑を加へ候事、

一九

罪科加減之事

32 一加と云は本罪の上に猶加へ重く致候事、減と云ハ本罪の上を猶減して軽く致候事、

但減候節ハ四段之死罪三段之徒刑各一等いたし減候

事、△鞭刑ニ至而ハ三鞭宛之二等を

加候節ハ一段毎に一等といたし候事、猶又加罪ハ徒一年半鞭三十限ニ而、加て死に入へからず、加て死に可入ものハ其ケ条に其訳断有之候事、

## 二〇 闕所之事

33 一闕所之事鞭三十日上專利欲に拘候科ハ其利欲之輕重ニ寄

り田畠或ハ家屋敷家財等闕所可申付事、重罪ニ而も利欲

ニ不拘ものハ律之ケ条ニ出候外は闕所□致事、  
〔虫損〕

諸手足輕中村幸左衛門無調法之儀有之永之御暇追放被仰付候  
節、同人龜甲町ニ所持之家屋敷御取上之様町役之者存願申出  
候處、同人中丁ニ所持之明屋敷ハ御取物ニ相成、町方所持之  
分ハ御拂無之旨、尤已來とも祐役之者町屋住居之家屋敷ハ御  
拂無之、無傍之分ハ其罪ニ寄り沙汰之事、

〔マノ〕五月十二日

## 一一 取押物之事

34 一惣而禁を犯候ものを取押候儀、其懸り合役筋之者に無之

候者其品物取押候者江被下候事、其役筋ニ而取押候ハ、

36 一疵付候斗ニ而不死時は、張本人ハ斬罪、加談手伝いたし  
候もののハ徒一年半鞭三十、

37 一謀殺之事行ひ候得者、疵付不申候とも張本人ハ鞭三十、  
加談手伝之もの鞭十五、

## 二十一 人命

### 人を謀て殺候者

35 一宿意を以て謀て人を殺候もの、其張本人は獄門、加談手  
伝いたし殺候ものハ斬罪、加談斗ニ而手伝不致ものハ徒

一年半鞭三十、

△米留忍通馬取押ニ相成御僉儀之節、自分持馬ニ無之与歟、持  
馬ニ有之候而も外ニ他人之馬借れ候而取押ニ相成候旨申出有  
之時は、人別帳并馬帳僉儀之上分明ニ候得者本人へ相返し可  
申事、尤勝元村米留所ニ而馬并米取押之節、外人よりかれ候馬  
武足有之本人へ相返し候儀伺相濟、寛政十三酉年二月  
△役筋ニ而御制禁之品取押候節、人馬取押之節ハ御取上ニ相成  
候處、已來馬之儀者入札払之上右代錢不残取押之役筋へ被下  
置候様、尤番所前扒ニ而取押候馬ハ代錢半分通被下置候様、  
文化十四酉年三月濟、

押物多少ニ寄り御賞被下、其品者没収可致事、

△米留忍通馬取押ニ相成御僉儀之節、自分持馬ニ無之与歟、持

馬ニ有之候而も外ニ他人之馬借れ候而取押ニ相成候旨申出有  
之時は、人別帳并馬帳僉儀之上分明ニ候得者本人へ相返し可  
申事、尤勝元村米留所ニ而馬并米取押之節、外人よりかれ候馬

武足有之本人へ相返し候儀伺相濟、寛政十三酉年二月  
△役筋ニ而御制禁之品取押候節、人馬取押之節ハ御取上ニ相成  
候處、已來馬之儀者入札払之上右代錢不残取押之役筋へ被下  
置候様、尤番所前扒ニ而取押候馬ハ代錢半分通被下置候様、  
文化十四酉年三月濟、

- 38 一右之張本人ハ縊其場ニ不臨候とも、殺候節ハ其身手に懸ケ殺候同然、疵付候節ハ手に掛け疵付候同然之事、加談之ものハ其場ニ不臨候得者臨候者より罪一等を許可申事、
- 39 一若因之財宝を取候得者、強盜之律ニ隨ひ張本人加談之差別無之不残磔、但同行之内ニ而も財を分け不申候得者謀殺之律ニ而捌候事、
- 40 二謀て親を殺し候者男女ニ不限肆之者鋸引、婦人夫之父母を殺し候も同様之事、
- 41 一鋸引之ものハ罪之次第建札いたし往来道路に於て肆し事三日往来之もの勝手次第鋸引可致候事、右日限相済候まで鋸引いたし候もの無之者其節引廻し之上磔、
- 42 一弑逆之事既に行ひ候得者、縊疵付不申候共磔、
- 43 一親殺之者、妻子ハ不残遠追放、家屋敷家財闕所、但子ニ而も別居之者ハ御容赦之事、
- 44 一親殺之者於自滅ハ、死骸塩漬磔可致事、
- 45 一婦人夫之祖父母并夫を殺候者、右同様之事、
- 46 一伯叔父姑兄姉ハ謀殺已ニ行ひ候得者徒一年鞭三十、疵付候得者獄門、殺候得者磔、
- 47 一祖父母父母子孫を謀殺いたし候者、解死人ニ不及徒一年半鞭三十、
- 48 一伯叔父姑之甥姪を謀殺いたし、兄姉之弟妹を致謀殺候もの斬罪、

- 49 二五 謀て主人を殺し候者男女ニ不限肆し者鋸引、  
〔朱コロ〕  
〔マコロ〕
- 50 一謀て主人を殺し候者惣而子之父母ニ対し候同様之事、但疵付候者行ひ候者惣而子之父母ニ対し候同様之事、
- 51 一下人他之主人を殺し候者磔、但下人主人より暇出外江奉公いたし寵有、本之主人を殺候者他之主人を殺候と同様之事、
- 52 一妻妾他之人と姦通いたし因て夫を殺候者、引廻し之上磔、姦夫ハ獄門、若男之手段のみニ而女其謀を不知女は

斬罪、又女之手段計ニ而男其事を不知時は唯姦夫之刑ニ  
一等を加へて罪に行ひ候事、

52 一妻妾人と姦通いたし候を、現在姦通之所ニおいて見届即  
時に殺候者ハ御咎無之事、若其場を立去り候者訴も無之〔朱後〕  
撞に殺し候者ハ喧嘩ニ而人を殺し候同様之事、

二七 一家三人を殺し候者

53 一家之内非死罪人三人を殺し、并人の支体を切ほときむ  
こく殺害致候者引廻之上磔、家財關所、死者之家江被下  
候事、妻子ハ遠追放、致加談候もの手伝致候者共ニ獄  
門、

但追放之儀、別居之子ハ御容赦之事、

二八 頭分之者を謀殺いたし候者

54 一支配之者頭分之者を殺さんと謀里、既ニ行ひ候得者徒半  
年鞭三十、疵付候得者斬罪、殺し候得者磔、

二九 咒詛毒薬

55 一咒詛調伏等を以人を殺さんと謀り候者謀殺之律を以罪に  
行候事、若唯人を苦めんと謀り候ハ、二等を減し候事、

三〇 打擲にて人を殺し候者

56 一本より巧ミテ殺候心ニ者無之、一時之喧嘩打擲にて人を  
殺候者ハ斬罪、尤相手方理不尽之致方ニ而不得止事切害  
ニ於てハ、相手方親類名主姉義之上、被殺候者平日不法  
者ニ相違無之候得者、死罪二等を減し可申事、

57 一同く謀て人を打擲いたし因て死ニ至リ候得者、急所之疵ヨナシ  
を得させ候者を解死人ニ可致事、但最初事を企候ものハ  
徒一年半鞭三十、余人ハ何れも鞭十五、

58 一怪我ニ而人を殺し或ハ疵付候者、打擲之律に依て贖を  
取、其者に被下候事、

59 一途中馬車ニ而人を過チ候者、緩怠之事無之候ハ、怪我を  
以沙汰可致事、若不慎之儀於有之者打擲之律を以刑を可  
加事、

60 一危き仕業をいたし因て人を殺候者贖ニ者難相成打擲之律  
を以刑を可加事、

毒薬を用ひ候も同様之事、毒薬を買ひ未用候者鞭三十、  
其事を知て薬を売候者同罪、不知時者御咎無之、

61 一 喧嘩等ニ而因て傍之人を殺し疵付候者、喧嘩ニ而殺し疵付候と可為同然事、

62 一 若又謀て人を殺さんとして過て別人を殺し疵付候得者、謀殺を以沙汰可致事、

### 三二 夫有罪之妻妾を殺し候者

63 一 妻妾夫之父母祖父母を打擲等により、其夫打之因て死ニ至候得者御擲無之、若又強而擅に殺し候者鞭十五、但外

之罪等に依り打殺し候を可為解死人事、

64 一 妻妾を打擲或ハ置リ等致候ニ寄り其妻妾自殺いたし候者不及御沙汰事、但重き疵等為負候之節ハ夫妻妾を打擲之律ニ依て沙汰可致事、

### 三三 人を逼て死を致候者

65 一事に依て人を逼り其人自殺いたし候者鞭十五、并金貳両を出さしめ死者之家江被下候事、若姦を行ひ盜を致候行為、人を逼り死をいたし候ものハ獄門、

### 三四 人殺之者内済致候者

66 一 祖父母父母人のために殺され其子孫内済致候もの徒一年

半鞭三十、夫殺されて内済致候者は又同様之事、伯叔父姑兄姉ハ二等を減し可申事、若子孫人之為メに殺され祖父母父母内済いたし候者鞭九、常人の内済ハ鞭三、

67 一 内済のた免に賄賂を取り候者ハ、錢之高に寄り竊盜に準し重き方ニ而沙汰可致事、但父母殺され賄を取り候もの死罪、

68 一 同居或ハ同行之人初より其人を謀て害さんとする事を存ながら不留者、并被殺候後訴へざるものは鞭十五、

### 打擲

#### 三五 喧嘩打擲は疵之輕重を以罪を定候事

69 一手足或ハ外之ものを以て人を打擲いたし候者戸メ十日、疵付候得者戸メ二十日、

但打候處不破候共、青赤に腫候を疵と定候事、

70 一 血鼻口々出或ハ内損血を吐候者鞭九、不淨之物を以人の頭面を汚し候者右同様之事、

71 一 齒一枚或ハ手足之指一本を折一日を傷并耳鼻を傷ケ候者鞭十五、湯火を以人を傷候者不淨を以人之口鼻之内江入候も同様之事、

72 一 齒二枚指貳本已上を折候者鞭十八、

73 一人の骨を折并両目を傷メ或ハ婦人之胎を墮し并一切之刃物之切疵者鞭廿四、但兵器ニ而も柄を以打候者刃物ニ者無之事、

74 〔朱〕指カ 一手三本足一本を折或ハ老目を潰し候者鞭三十、

75 一両手足を折或ハ両眼を潰し或ハ持病等有之処因之廢疾に至らしめ候者并人の陰陽を傷候者徒一年半鞭三十、右科人之家財半分を以疵を得候ものへ被下候事、

右条々之科人大勢にて犯し候節ハ、其内疵付候者を重

科に致候事、本趣意企候もの疵付不申候而も其次之科

に申付候事、

但疵を得候者若死に至り候得者〔朱〕同 内行之内人を殺候節不留之律に依て鞭十五、

一喧嘩ニ而双方疵を得候節、双方之疵相改疵之輕重にて罪

を定候事、尤跡より手を下し理直き方ハ二等を減し可申事、

事、

### 三六 痘療治之事

77 一疵を蒙り候者日限を立打擲の者より療治致さしむべき事、日限之内死候得者打擲之者可為解死事、若日限之内

ニ而も疵平愈いたし候断り差出候後、余病ニ而死ニ候得

者唯打擲之罪を加へ可申事、

78 一指老本を折候以上之疵日限之内療治ニテ平愈いたし候得者罪ニ等を減し可申、日限満る日まで平愈無之者は右之

本律を相用候事、尤婦人之破産并病氣平愈ニ而も痼疾等に至り候者罪減申満しき事、

79 一手足其外之物ニテ軽き打疵は廿日限、金創火毒は卅日限、手足を折骨痛ミ婦人之墮胎は五十日限、

に至り候事、

### 三七 勢を以人を縛り打擲致候者

80 一争論に依て人を縛り打擲いたし或は私家に於て人を押籠

等致候者鞭九、若疵重く内損吐血以上ニ至り候得者平人打擲より二等を加へ可申事、尤自分手を下し不申候共差

図いたし候者本罪ニ可致事、差図を受手を下し候者一等を減可申事、

### 三八 下人主人を打擲致候者

81 一下人として主人を打擲いたし候者獄門、死に至り候得者

鋸引、怪我ニ而殺候者斬罪、怪我ニ而疵付候者徒一年半鞭三十、

82 一主人下人を打擲いたし候者、軽き疵は御沙汰ニ不及、折

## 三九

## 妻妾夫を打擲致候者

傷已上之疵は平人打擲より四等を減し可申事、死ニ至り候得者鞭十八、怪我ニ而殺候得者御沙汰ニ不及事、

83 一妻夫を打擲致候者鞭十五、折傷以上之疵は平人より三等を可加事、一目を潰し候已上ハ斬罪、死に至り候得者鞭、

84 一若妾は夫并妻を打擲いたし候得者又一等を加へ可申事、死ニ至り候得者鞭、尤加へるものは加へて死に入り候事、

85 一夫妻を打擲いたし候者折傷已上ニ非連は御沙汰ニ不及事、右已上ハ平人之律ニ二等を減可申事、死に至り候得者斬罪、妾を打擲いたし折傷已上ニ至り候得者又二等を減可申事、死に至り候得者鞭三十、

86 一妻の妾を打擲いたし候もの夫の妻を打擲致し候与同様之事、怪我ニ而殺し候は其証拠分明ニ於ては御沙汰ニ不及事、

十、折傷ハ徒一年半鞭三十、刃傷并手足を折り一目を潰し候以上ハ斬罪、死ニ至リ候得者獄門、伯叔父姑を打擲いたし候者同様之事、怪我ニて殺し或は疵付候者本殺傷之罪ニ二等を減可申事、尤續には難相成候、

88 一兄姉之身として弟妹を打擲ニて殺し、伯叔父姑の甥姪を打擲ニて殺候者鞭三十、怪我ニて殺し候者証拠分明ニおろては御沙汰に不及事、

89 一子孫として祖父母父母を打擲いたし候者并妻として舅姑を打擲致候者獄門、死に至り候得者鋸引、怪我ニ而殺し候者斬罪、

90 一祖父母父母之子孫を打擲にて殺し候者鞭十五、繼母は一等を加可申事、但子孫祖父母父母を詈り或は打候ニ依り因て打擲いたし死に至り候得者御沙汰ニ不及、怪我ニて殺し候者は又同様之事、

## 四一 師匠を打擲いたし候者

91 一師匠を打擲いたし候者平人に二等を加へ可申事、殺候得者鞭、

## 四〇 兄弟之打擲

87 一弟妹として兄姉を打擲致候者鞭廿七、疵付候得者鞭三

## 四二 父祖人に打擲せら連其子孫返し打候者

92 一祖父母父母人之為に打擲せられ其子孫救ひ候ため返し打

候者、輕き疵は不及御沙汰、折傷已上ニ至り候得者平人打擲より三等を減可申事、死に至り候得者定法之ニ登く

可為解死人事、

### 盜賊

四三 竊盜

93 一盜致候者、入墨之上、盜取候高に応し輕重之罪科いたし

べき事、

定

入墨  
鞭三

一 十貫文以下	
一 十貫文以上	
一 廿貫文以上	同六
一 三十貫文以上	同九
一 四十貫文以上	同十二
一 五十貫文以上	同十五
一 六十貫文以上	同十八
一 七十貫文以上	同廿一
一 八十貫文以上	同廿四
一 九十貫文以上	同廿七
同三十	

一 百貫文以上

徒半年鞭三十

一年鞭三十

一百貫文以上

同一年半鞭三十

一百貫文以上

右錢高を以罪之輕重を定候儀、盜取候品幾人ニ而分け候

而も、分前之高に不拘、盜取候本高を以一人毎に罪を加へ候事、尤從之者者一等を減可申事、但一時に數家ニ於て盜取候節、其内只一家之財多き方を以罪を定候事、米穀等は時之直段を以錢に直し、品物は直打致させ錢に差積可申事、

94 〔未認〕入候者財物を取不申候得者鞭三、入墨ハ免之、

但人之土藏を破り或は盜に忍入候次第に寄、大盜に相違無之候者、財物に不拘入墨鞭三十、

95 一入墨之儀、腕江廻し幅三分ほどに入墨可致候、尤初度者右之腕江彫り、二度目は左之腕に彫可申候、三度に及候得者多少に不依斬罪、

### 四四 御城中江入盜致候者

96 一御城中江入盜致候もの獄門、

表坊主櫟方林齋憲嘉林、隱居之後、病屈ニ而御城へ紛れ入候

ニ付、死罪一等を許し徒刑被仰付候、

寛政十一(マ・イ)己未年四月

#### 四五 自分預り之物を私曲致候者

97 一御預之物を私曲いたし盜取候者、首從之差別無之、盜取候錢高を以罪を定候事、尤幾人ニ而分ケ候而も、分前之高ニ不拘、盜取候本

高に不拘、盜取候本高を以一人毎に罪を加へ候事、

#### 定

一 二貫五百文以下	入墨 鞭九
一 二貫五百文以上	同十二
一 五貫文以上	同十五
一 七貫五百文以上	同十八
一 十貫文以上	同廿一
一 十二貫五百文以上	同廿四
一 十五貫文以上	同廿七
一 十七貫五百文以上	同三十
一 二十貫文以上	徒半年鞭三十
一 二十五貫文以上	同一年同三十
一 三十貫文以上	同一年半同三十
一 四十貫文以上	同一年半同三十
一 四十五貫文以上	徒半年鞭三十
一 五十貫文以上	同一年同三十
一 五十五貫文以上	同一年半同三十
一 八十貫文以上	斬 <small>御藏廻之者私曲致候分</small> 死罪之代 <small>徒二年鞭三十六</small>
一 四十貫 <small>(合文)</small> 以上	死罪之代 <small>徒二年同卅</small>

#### 四六 御藏之財物を盜取候者

98 一御藏之財物を盜取候者并御藏廻之者御藏廻之者御藏之財物を私曲いたし候者、首從之差別無之、盜被取候錢高を以罪を定候事、尤幾人ニ而分ケ候而も、分前之高ニ不拘、盜取候本

高を以て一人毎に罪を加へ候事、

#### 定

一 五貫文以下	入墨 鞭六
一 十貫文以上	同九
一 十五貫文以上	同十二
一 二十貫 <small>(マ・イ)</small> 以上	同十五
一 二十五貫文以上	同十八
一 三十貫文以上	同廿一
一 三十五貫文以上	同廿四
一 四十貫文以上	同廿七
一 四十五貫文以上	同三十
一 五十貫文以上	同一年同三十
一 五十五貫文以上	同一年半同三十
一 八十貫文以上	同一年半同三十

斬御藏廻之者私曲致候分死罪之代徒二年鞭三十六

之刑書加之、

99 一追剝強盜之者既に行ひ候得者、財物を取不申候とも徒一年半鞭三十、既に財物を取り候得者同類不殘磔、

100 一盜に忍入候者其家之人江手向いたし、或は疵付候得者、強盜之御仕置たるへく候、但同類之者助力不致ものハ竊盜を以沙汰可致事、

## 五〇 馬盜

108 一馬を盜壳買いたし候者斬罪、

## 五一 盜扒

109 一盜扒いたし候者、扒取之多少を以、御藏之財物盜取候律を以刑を可加事、尤入墨ハ許し候事、

110 一山師共過木伐取候者、伐出しの過木不残取上ヶ、伐出之多少を以罪を加へ候事、前条同様之事、

## 五二 切薪

111 一御留山ニ而柴薪等を盜伐候者過料壹貫文、尤伐出しの高

之罪に二等を可加事、從之者は一等を可減事、

103 一難船等之節、便に乘し乱妨致候者 同様之事、

104 一喧嘩等いたし因て財物を奪取候者、是又同様之事、

105 一巾着切之類者、(朱)リヨダツカ一搶奪二者無之候、竊盜之律を以刑を加へ

候事、

## 四九 火附

106 一盜之為に火を附候者者火刑、但燃立不申候得者斬罪、

附火を可付旨張札投文いたし候者ハ鞭卅徒二年、火札

## 五〇 伐荒

伐荒之場所へ植付不相成候處ハ、手寄空山を見立植付候様、

## 五二 切薪

但櫛一本之代り小杉百本、杉雜木一本代り小杉百本、

## 五三 切薪

切荒一本ニ付過料二百文積之儀、尾別村領山一件ニ付申上

## 五四 切薪

尤植付多き時者三ヶ年五ヶ年之内、

113 一無極印之材木売買いたし候者、取上之上、盜物を存な

か売買いたし候律を以刑を加へ候事、

## 五二

一出水之節、流失流木取揚候者、見分之上五ヶ一山師より

相渡可申候、若隱置被見出候節者、隠木多少を以過料為  
差出候事、

定

一 十本以下	一 二十本以上	一 三十本以上	一 四十本以上	一 五十本以上	一 六十本以上	一 七十本以上	一 八十本以上	一 九十本以上	一百本以上
一貫武百文	一貫八百文	二貫四百文	三貫文	三貫六百文	四貫二百文	四貫八百文	五貫四百文	六貫六百文	七貫二百文

五三 田野之穀物を盜取候者

116 一田野之穀物を盜取候者、竊盜に準し多少を以罪を定候

事、但入墨同様之事、

同様之事、但入墨免之、

## 五四 夜中無故人之家に入候者

118 一夜中無故人之家に入候者鞭三、若其家人即時に殺候もの

は御構無之、若又既に捕置擅に致打攔疵付候者、平人打

擲スル二等を減じ罪に行ひ候事、死に至り候得者鞭三十、

## 五五 盜之宿いたし候者

119 一強盜之宿いたし候者、其身不行候とも財物を分取候得者

磔、財物を取不申候得者徒一年半鞭三十、

120 一竊盜之宿致候者、財物を分け取候得者、其身不行候共、  
竊盜之首与可為同前事、財物を取不申候得者一等を減可  
申事、入墨同様の事、

121 一強盜竊盜之盜物を存ながら買候者、品物錢に差積竊盜之  
律二等を減、罪に行ひ候事、存ながら預置候者亦一等を  
減候事、但品物之高多候とも鞭十五ニ而許し可申事、若

不存候得者御構無之、品物ハ本人江かへし可申事、

五六  
〔匂引〕

122 一手段を設け人を匂引者鞭三十、因て人を疵付候者斬罪、

六〇

似せ金錢を造り候者

五七  
〔匂引〕

124 一御印并奉行諸役人之判を似せ造り、諸渡物等盜取候もの獄門、未財物を不取者ハ死罪一等を減し可申事、

125 一似せ印形似せ手紙或ハ古手形を取捨、公私之者を取候者、竊盜に準し錢之高を以罪科之輕重を可行事、但入墨

五八  
謀書謀判いたし候者

六一  
枉法賄賂之事

130 一賄賂を受枉たる事を致候者、ゼニカ錢之高を以輕重之罪科可行事、尤幾人ル受候而も、惣錢押合せ其高を以罪を定候事、若枉候事重く候得者、人之罪を輕重いたし候律を以刑を加へ候事、

五九  
賄賂

128 在々通り役人を似せ、往来之人馬賄等差出させ候もの鞭三十、

127 一語らひ手段等ニ而取候者、是又竊盜同様之事、但入墨免之、

126 一物取に無之、申訳之為メ有合之印形押候類は、竊盜に準じ一等を減し可申事、入墨免之、

定	一 五貫文以下	鞭六
一 五貫文以上	同九	
一 十貫文以上	同十二	
十五貫文以上	同十五	

六十	二十貫文以上	同十八
一	二十五貫文以上	同廿一
一	三十貫文以上	同廿四
一	三十五貫文以上	同廿七
一	四十貫文以上	同三十
一	四十五貫文以上	徒半年鞭三十
一	五十貫文以上	同一年鞭三十
一	五十五貫文以上	同一年半鞭三十
一	一百二十貫文以上	死罪之代徒二年鞭卅

## 六二 不枉法賄賂之事

131 一頼みを受錢を取候得共、枉たる事無之者は、惣錢之高押合半分ニして罪を定候事、但一人より受候ハ半分ニ不致

候事、

一	十貫文以下	鞭三
一	十貫文以上	同六
一	二十貫文以上	同九
一	三十貫文以上	同十二
一	四十貫文以上	同十五

一	十貫文以下	鞭三
一	十貫文以上	同三十日
一	二十貫文以上	同六
一	三十貫文以上	同九
一	四十貫文以上	同十二

## 六三 座贓之事

132 一差而頼合候事も無之、通例只財を受候類は、坐贓之罪に可行事、尤惣錢半分ニ致候而罪を定候事、前条同様之事、尤与へ候もの三等を減候事、

定

一	十貫文以下	戸メ廿日
一	十貫文以上	同三十日
一	二十貫文以上	鞭三
一	三十貫文以上	同六
一	四十貫文以上	同九

一	十貫文以下	戸メ廿日
一	十貫文以上	同三十日
一	二十貫文以上	鞭三
一	三十貫文以上	同六
一	四十貫文以上	同九

一	十貫文以下	戸メ廿日
一	十貫文以上	同三十日
一	二十貫文以上	鞭三
一	三十貫文以上	同六
一	四十貫文以上	同九

一四六

一 茂合錢差出サセ私用にいたし候者、枉法を以罪に行ひ候事、音信に用ひ自分遣ひ不申候とも同様之事、

一 六十貫文以上	同十五
一 七十貫文以上	同十八
一 八十貫文以上	同廿一
一 九十貫文以上	同廿四
一 百貫文以上	同廿七
一 百廿貫文以上	同三十

## 六四 賄賂之約諾致候者

134 賄賂の約諾いたし財物未た手に入れ不申とも、事を枉候ものハ枉法に準し一等を減、罪に行ひ可申事、約諾已(未申)にて未事を枉け不申候得者不枉法に準し一等を減可申事、

## 田宅 隠田畑

136 一隠田畑いたし候者、一反歩より五反歩までは鞭六、五反歩毎に一等を加可申事、但隠田畑御取上、隠候反敵一年之年貢可令出事、

137 一御檢見之節、惡地抔振替見せ候者、右之格ニ而一等を減可申事、尤反敵多候茂鞭十五ニ而許可申事、村役之者存なから見遁しに致置候ものハ本人同罪之事、若不存候得者、五反歩已下ハ許之、五反歩以上右之格ニ而三等を減可申事、尤反敵多候とも鞭九ニ而許可申事、

## 六八 田畑質入

138 一年季を以質入いたし候田畑、年季相済本人ノ元利返済請戻しを求候得共、外事ニ託し不相返年来押領致候者鞭三、年来之小作米可令返事、候者御咎無之、

## 六六 茂合取立私曲致候者

## 六九 田畑之押領

139 一他人之田畠を事ニ依リ押領致候者、屋敷ハ一軒、田畠ハ

一反歩より五反歩まで鞭三、五反歩毎に一等を加ヘ可申事、尤反敵多候共鞭十八にて容赦可致事、但年来之小作事、米可令返事、前条同様之事、

## 倉庫

## 七〇

## 御収納之遲滞

140 一御収納物者年々十一月晦日迄皆済可致事、若翌正月迄無

故して皆済無之ものハ、御収納高十分に割、一分滯り候

得者戸メ廿日、一分毎に一等を加可申事、村役同様之

事、尤鞭九ニ而許可申事、

七一  
内借

141 一御藏廻之者御藏之米錢を致内借候者、米錢之高を以竊盜

に準し罪に行ひ可申事、若懸り之者に非れハ一等を減可

申事、但入墨免之、

142 一器財之類自分之物を以取替候者、同様之事、

143 一若二ヶ条訴候節、輕事ハ實ニて重事ハ偽り、或は一事ニ  
候得者、罪に被行候者之刑に一等を可加事、死罪ニ被行

144 一若二ヶ条訴候節、輕事ハ實ニて重事ハ偽り、或は一事ニ  
候得者可為解死人事、

## 訴訟

## 七二

## 手越に訴状差出候者

145 一訴状を差出候者其向々支配頭江差出可申事、手越いたし

奉行御役人江差出候而も取上ヶ申間敷事、若願難相立儀を強而手越に出候者戸メ三十日、但願可相立筋を支配頭ニ而取押置、或ハ支配頭ニ而非道之取扱有之候を訴へ候類は可為格別事、

七三  
無名之訴狀

144 一無名之訴狀(マツヅ)投文いたし候者鞭三、訴状之趣取上沙汰致間

敷事、

七四  
不実之事を致訴状候者

145 一不実之事を申出人を罪に落さんとするもの、鞭刑可被行

事を訴候得者即申出候者鞭刑たるへし、追放に可被行事を申出候得者可為追放事、若死罪ニ可相成儀を訴候得者

を申出候得者可為追放事、若死罪ニ可相成儀を訴候得者

徒一年半鞭三十、

146 一若被訴候人御沙汰既ニ極り其罪に被行候後不実之事顯れ

候得者、罪に被行候者之刑に一等を可加事、死罪ニ被行

候得者可為解死人事、

147 一若二ヶ条訴候節、輕事ハ實ニて重事ハ偽り、或は一事ニ  
而も輕事を重く申出候者、鞭數之内実事之分を差引、残

る鞭数を以刑に行ひ候事、

### 七五 親族相訴候者

- 148 一子孫として祖父母父母之事を訴へ、妻として夫并姑并舅之事を訴候者鞭三十、虚説を構へ裁許を願ひ候ものは斬罪、

### 七九 隠津出

- 153 一隠津出し致候者品物取押鞭十五、相対いたし取賦候者過料一貫(マニ)三百文、

但二百以上之隠津出ハ家屋敷家財闕所所払いたしへき事、

※ 隠津出し致候者御片付之儀、御定通鞭十五ニ被行、其所ニ差

置候(而者)又々隠津出手段取巧候御沙汰ニ而、所払之上、外ヶ

浜は四ヶ組住居御擇被仰付候様申上罷在候得とも、左候而(未嘗、拂人)

(浦々、ヘ住居勝手次第之様心得候「而者」、却而差障りに相成候

ニ付、後鴻組前田村市五郎御片付之節、鞭刑十五被行、所払之上、外ヶ浜浦々并四ヶ組住居御擇被仰付候様申上相済、以

來右之通相認メ可申事、尚又、西浜も右之心得ニ而取扱可申事、

寛政十三酉の年二月

### 七七 訴訟之腰推致候者

- 151 一訴訟之腰推いたし、或は人の為メに訴状を作り人を罪に落さんと致候者、本人と同罪之事、

### 七八 強訴

- 154 一米留有之節、無手形ニ而米隠出候もの鞭六、駄賃附候者

過料一貫二百文、

158  
米留所忍通り候もの、荷物并馬共御取上之等、  
〔マ〕己闌七月廿一日被仰付候事、

八〇 隱荷揚

155  
一旅船隱荷物致候者品物取押、相對致候間屋鞭六、家業取放候事、〔マ〕

八一 隱商壳

156  
一隱商壳致候者、品物取押、過料錢為差出候事、  
但過料之定、別牒戸數方条例有之、

雜犯

八二 博奕

157  
一博奕致候者鞭三、其時之金錢ハ没収可致事、  
但宿致候者可為同罪事、尤其場ニ居合候者之外同類有之候共、一々僉儀に不及事、  
但輕き闇引よみかるた等いたし候者戸メ三十日、

八三 御用事を頼合致候者

八四 人之罪を致輕重候者

159  
一依怙貞貞を以人之罪を輕重いたし候者、其増減いたし候處を以、其分之罪を加へ候事、若或ハ全く偽り候得者、其本罪を以刑を加へ候事、

八五 失火

160  
一失火致候者戸メ廿日、類焼有之候得者卅日、因之人を焼死致候得者鞭十五、但一家之内誰に而も手過チ致候者江刑を加へ候事、若 御宗廟并御城等江類焼ニ及候得者徒一年半鞭三十、

## 八六 野火

162 一 山野江野火附候者、住居之町在引廻之上鞭十五、若本人相知れ不申候得者、其領分之村所過料為差出候事、

但過料定、郡方別帳条例有之、

文化三年丙子年十一月御沙汰直以前者、引廻し無之、鞭三、

## 八七

163 一 御触ニ背き候者、事之軽きハ戸メ十五日、重きハ卅日、

## 八八 不可為義を致候者

164 一 不可為儀を致候者、事之軽きハ戸メ廿日、重きハ鞭三、

此ヶ条之儀元來重科ハ律に正敷ヶ条有之候得共、輕事ニ至リ事変万端ヶ条に難述候間、右様之儀二等に分、此ヶ条を以沙汰可致事、

## 八九 科人手向致候者

165 一 科人逃走り捕手之者江手向致候者、本罪之上に二等を可加事、尤人に疵付折傷已上ニ至り候得者斬罪、

## 九〇 科人出奔

166 一 牢破り并預之内繩解き出奔いたし候者、本罪に二等を可加事、

167 一 預之者不覺にて取逃候者、預り人并番人江卅日之内に捕候儀申付、若捕兼候節ハ科人之罪に三等を減可申事、態と逃し候得者科人同罪、

## 九一 科人を隠し候者

168 一 科有之御僉義之者を乍存隠し置、或ハ其事を告知らせ遁

し候者ハ、科人之罪に一等を可減事、

## 九二 私に舛秤を造り候者

169 一 私に舛秤を造り并通用舛を増減いたし奸曲いたし候者、

鞭六、

## 九三 御闕所忍通候者

170 一 御闕所忍通候者鞭九、山越致候者鞭十二、

## 九四 立帰者

171 一 科有之御沙汰之上追放被仰付候者、御構之地江立帰候得

者鞭三、本之ニ登く追放可致事、

172 一 惡事有之他国江出奔いたし、其後立帰忍居候者、本罪よ

り一等を加へべし、

但本罪軽く候得者御闕所忍通候罪に一等を可加事、

173 一惡事無之出奔之後立帰り候者、御闕所外江出不申候得者

過代夫役廿日、

九八 下人家長之妻女を姦候者

181 一下人主人之妻女を姦し候者斬罪、妾ハ一等を可減事、

九五 馬札紛失

175 一馬札紛失いたし候者過料一貫文、

九九 相対死

182 一男女申合相果候者、子細無之候得者死骸取捨、若女を先

に殺し、男存命ニ候得者下手人、男相果女存命ニ候得者

解死人ニ不及、三日肆し候上乞食手江相渡可申事、

九六 姦淫

176 一姦淫之者ハ鞭九、男女可為同罪事、夫有之ものハ鞭三

十、

177 一強姦之者ハ徒一年半鞭卅、未成者ハ鞭卅、

178 一幼女十二才以下を姦シ候者、強姦同様之事、

179 一妻女を許し候而姦を致せ候者、本夫姦夫姦婦何連も同罪

之事、右何連も姦所におゐて見届、慥なる証拠有之、夫

或ハ親族も申出ニ寄リ沙汰可致事、外より訴候類ハ御取

上之、

一〇〇 隠遊女

185 一御免場所之外隠遊女抱置渡世致候者鞭三、

九七 僧尼犯姦

180 一僧尼犯姦候者、平人犯姦之罪に一等を加へ還俗為致候

事、相姦候者平人姦淫之罪に行ひ候事、

雜

一御印紙紛失、為過料銀一枚上納之上日數五日戸メ、墨付

候而も右同様、

御切手紙紛失、為過料銀一枚上納之上、墨付候而も同様、

右者吉沢在大夫御用番之節相伺被仰付候間、以來右之

心得ニ而取扱可申事、

卯四月

一寛政八辰年十月十七日土手町三國屋与兵衛出火ニ而、同  
人家部御印札焼失ニ付、代御印札頗申出候節、御定通過  
料銀一枚上納之上代り御印札渡方可被仰付儀、人別調役  
附紙ニ而申上候處、常躰ニ而紛失之分ハ過料上納可致せ  
筈、如此果急之事ニ而焼失之分ハ格別之事故、過料ニ不  
及旨、伴才助申事ニ付、附紙認メ直し差出相済、

辰ノ十一月八日

一勘定奉行裏印手形紛失之者、為過料銀五匁上納被仰付候

惣触有之事、

文化六巳巳年十二月

科人片付之儀区々之沙汰有之候ニ付、此度御刑法沙汰被仰付  
之申出之趣被遊、御聴居、猶又以御自筆被仰出候間、致  
勘弁批判遂穿鑿勘善懲惡ニ相成候様沙汰可有之旨、四奉行江  
克々可被申合候以上、

三月

御用人中

御家老

※御自筆之写

刑法牒沙汰之通申付候、一体刑法之儀兼而一定之上ニ候得  
共、猶其時宜ニ寄輕重之沙汰茂可有之事ニ候、且簡条ニ適當  
之罪人有之候とも、何連君臣之儀を立、父子之親に本付、總  
而人論之儀を論し、其時々沙汰致候様、依て必しも其簡条ニ  
不可泥事ニ候、

己三月

※於堀五郎左衛門宅申渡之覺

寺社奉行

郡奉行

町奉行

勘定奉行

※  
覺

太田養三之〔<sup>〔ア、〕</sup>其外共御片付之儀各沙汰被仰付候處、沙汰及遲々候上、百沢寺用達太田藤藏落口之筋有之候處、一遍之僉儀ニ而強而御片付之儀沙汰申出候ニ付、右之段御不審ニ寄、再ヒ藤藏詮儀之處、何速も及白状、依而各々無調法之段御奉汰公遠慮窺被申出候處、被仰出候者一体口聞之儀者罪科之深淺輕重相分ケ候儀有之候得者、明白ニ尋問、其上時宜相当之沙汰可致儀ニ候、尤品ニ寄白状為致、却而及大事ニ候様成事を用捨心得も可有之儀ニ候、然處前条之一件無故忽緒之沙汰ニ被思召候、後來急度相心得沙汰申出候様、此度之儀者以御用捨遠慮ニ不及旨被仰付之、

三月六日  
出臨  
大目付

右者安永九庚子年

二  
一役筋取押品御片付之儀、盜柵并無極印木品御停止木取押之分共、是迄入札被仰付候様沙汰仕申上寵有候、然處少分之木品等者取押之役筋へ被下置候様沙汰仕申上候様、御演説を以被仰付候、然者御制禁物取押之節御片付之儀、御刑法帳之表左之通、

惣而犯禁候物を取押候儀、其懸り合之役筋之者無之候ハ、其品取押候ものへ被下候事、其役筋ニ而取押候者、押物多少ニ

寄リ御賞被下、其品者御取上ニ可致事、

右之通ニ御座候、尤役筋取押之分是迄者押物高之内三ヶ一年正月奥内村米留对馬林藏米壱俵取押之節、入札扱之儀申上候處、右体押米之分ハ以来其品ニ而当人へ被下置候様、沙汰直之上申上候様、其節御演説を以被仰付、其後隱津出押米并米留所前忍通候之節押米之分共、取押之役筋へ被下置候、必竟一两年已來隱津出御締相緩ニ候ニ付、役筋為勵合右之通被仰付候儀ニ奉存候、乍然格別心を用へ遠方迄相廻り取押候分者、番所前之押米同様ニ而者厚薄之詮茂無御座、尚又押木柄之類少分ニ御座候登て被下置候儀ニ而者、一体御片付物之例に引合不申候様奉存候、依之以來惣而押物仕分、左之通可被仰付候哉、

一米留番所前ニおゆて取押候分并湊方ニ而溜懸り船相改隱積等有之取押候分者、其品入札扱之上代錢三ヶ一之積を以御賞被下置候様、其外之抜米隱津出取押候者其品不残被下置候様、  
。点羽、半分通被下置候様、

一盜柵取押木并無極印木品御停止木、凡而山役人手ニ而押候分、是迄入札扱ニ被仰付、其度々御賞不被下置、山奉行ニ而年

中相束、極月ニ至リ御賞被下置候趣ニ御座候、其訛者廿年程

以來脇道番所之外山番所引取被仰付、山役人弘前勤ニ相成候ニ付、山元并在浦之無差別見当次第取押之管ニ而、御極印打入方并惣而御用序而往来ニ心を付候儀不斷之勤内ニ而御座

候、殊ニ前々より押米杯の例ニ者違ひ申候間、是迄之通被仰付候様、尤〔虫撰〕目付并郡方支配之手ニ而押候分者、極而当役之仕内と申ニも無御座候間、押品入札払之上代錢三ヶ一之積を以

御賞被下置候様、

○点羽、半分通被下置候様、

一隱商完品并其外御制禁物之儀者、其支配方懸り合之役人并諸目付見当取押候分者、入札払之上代錢三ヶ一之積を以御賞被

下置候様、

○点羽、半分通被下置候様、

一惣而押物少分ニ而、入札高三ヶ一之積を以御賞被下置候程之高ニ不至分ハ、其品入札払之上、年中之處ニ而取束、極月ニ至り候ヘハ勤功ニ寄り御賞被下置候様、

点羽、仮令少分たり共其度々半分通下置候様、

惣而御制禁を犯し御僉儀被仰付罷越取押候分、并其支配頭より吟味方申付候上之押物者、是迄之通御賞不被仰付候之様、

役筋に無之取押物御片付之分ハ、御刑法帳之通御片付被仰付

候様、

右之通被仰付候様、尤前書ケ条を以沙汰難相成押品之分者、時宜御沙汰被仰付候様、此段申上候以上、

寛政十二庚申年十月

四奉行

内点羽之外、四奉行沙汰之通、

御添箇

三

寛政六甲寅年窺相濟候表、左之通、

一刑罪者悪き者之懲之為ニ仕候儀ニ御座候之間、其悪を懲候程ニ罪を加へ候而、可相成丈ハ家業田宅ニ不離候様仕度儀、然

処

御刑法帳御定是迄者輕罪者追放被仰付、其上ハ鞭刑追放被仰付候御定ニ御座候間、戸メニ而御縊難相立候節者直ニ追放被

仰付候間、流浪之者多相成御国政之害ニ相成候筋も御座候、依迄以来之儀者其罪之次第ニ寄、其処〔虫撰〕難差置者ハ是迄之通追放被仰付、一通懲候而其所に置候而茂妨無之者、仮令鞭刑ニ行候よりも居村徘徊御免被仰付候様奉存候、依之別紙鞭刑ニ行候者居村町徘徊御免之儀沙汰仕申上候以上、

閏十一月七日  
右沙汰之通被仰付候、  
四奉行

## 四

四奉行沙汰出席之事

一毎月三日十三日廿三日其外臨時御役人沙汰有之節、以来御目付御徒目付致出席候様被仰付候、尤事ニ寄重き沙汰有之節者、大目付も出席被仰付候、

右之通被仰付候間、左様可被相心得候以上、

安永六丁酉年五月

右之通被仰付候ニ付沙汰申上候趣、左之通、

一毎月三日十三日廿三日其外臨時私共沙汰寄合之節、以来御目付并御徒目付〔虫撰〕被仰付候ニ付、尚重き御沙汰事之節者大目付、〔以下、欠〕

〔奥書〕慶応三年丁卯冬使人写之

貴田同邦

本書について弘前図書館の蔵書目録には、つぎのように記す。<sup>(21)</sup>

「寛政律

慶応三（一八六七）写 一冊 半紙 和

註：寛政律は寛政三年牧野左次郎（恒貞）總裁 赤石安右衛門（行建）菊池寛司（正礼）伴才助（建伊）松田常藏（正卿）等主として編纂し寛政九年（一七九七）に成る

甲五一八五

本書は文化一〇年頃までの補記がある」（原文横組み）  
 本書の体裁について補足すると、大きさは縦二四・二センチ、横一六・六センチで、表紙を前後に付け、内題一丁について白紙一丁をはさみ、本文は五八丁から成り、各面十行二十字前後で裏表紙見返しに奥書きを記している。各所に朱および墨書きの細字書入があり、虫損を受けている。  
 表紙は、網代小紋を全面に浮出させた地に、薄茶の横刷目を入れた紙を用い、左端に題簽を貼り、郭線内に「寛政律 全」と記し、綴じ付けは四ヶ所だが、上二ヶ所はこよりで、下二ヶ所は糸で別々に綴じており、後の仮補修によるらしい。表紙には多数の蔵書票や蔵書印があり、上辺中央の蔵書票は「津軽古図書保存会蔵書、部類・第式類、番号・第拾壹号、卷数・壱巻、冊数・共壱冊、二ノ八」と記すが、右上から左下にかけて桃色鉛筆で抹消を示す斜線が引かれている。題簽の右辺中央に半ばかけて「津軽古図書保存会」なる朱印も捺されている。表紙の左下隅には文面不明の蔵書票の上に、さらにもう一枚蔵書票が貼られ、右から「甲類、第八五号、五、弘前図書館」と記す。これが現在の架蔵番号である。その右、下辺中央にも蔵書票があり、「所蔵者・弘前市立図書館、第一五八号」の文面に加え、「福村」「渋谷」などの小判形認印(朱)が捺されているが、

料 資

これまで桃色鉛筆で抹消斜線を施してある。左下隅蔵書票の「五」は同じ桃色鉛筆で記されているので、二枚の蔵書票に抹消斜線を施したのは、この数字を記入した時点であろう。なお表紙右辺上部に、朱筆で直接に「四拾六号」と記した文字も縦線で抹消されている。これらは所蔵者の変遷およびそれに伴う複雑な整理過程を裏付けるが、ここではこれ以上追求しないでおく。

本書の作成者については、奥書から、慶応三年（一八六七）冬に貴田同邦が人をして写さしめたことが、同邦自身の手で記されており、たしかに本文は一人の手に成るが、奥書とは異筆である。題簽も奥書と同筆で、同邦の手に成る。当時、貴田同邦が藩内でどのような役職にあつたのか<sup>(22)</sup>、どのような意図で本書を筆写させたか、本書の原本はどのような本であつたのか、今の所不明である。ただ、本文にみられる朱筆の書入は筆写時の欠落を筆写後の点検で補つたもので、墨書の書入も同様の性格とみられ、直接の母本以外の本との校合を試みた形跡はない。

本書もまた、これまでに紹介してきた寛政律の諸本同様に、本条の異同に問題点をはらみ、諸々の書入を含んでいる。  
たとえば筆写の際の改変により不都合を生じた例として、冒頭の「覚」の初めに、「歴代の刑法を致損益相立候」（京大本）とあるのを、「歴代の刑法をいたし損益相立候」と改めている。

「致」を機械的に「いたし」としたり、「者」を「もの」と直すのは、本書の特徴の一つである。

戸メについての書入のうち「辰の八月同済」と結ぶのは『御刑法書之写』に見られた書入である。また、鞭刑追放の後に記す大場および三御通地についての地名記載は、これまで紹介した写本には見られない。

五一・八七は表題を欠く。なお、京大本との異同は32・34・72・109・112・153条など、また八六に顯著な例を見る。

註(21) 弘前市立弘前図書館『弘前図書館郷土資料目録』第一巻「津軽古図書保存会文庫目録」昭和三年、二三頁。原文横組。三二

二政治行政法制（藩政）の部に「刑律」として既に紹介した『御刑罰御定』（安永律）について収載されている。

註(22) 貴田同邦については現時点では明らかにし得ていない。しか

し、四代藩主津軽信政が心酔した山鹿素行門下で起用された人の中に貴田氏があり、孫太夫親邦は兵学師範として仕え（宝永七年没）、子孫の十郎右衛門惟邦は寛政九年物頭から大目付を経て、文政三年用人となつており、この間蝦夷地警衛のため現地に赴き、のち軍法編集も命ぜられている（文政五年没）（『津軽藩旧記伝類』（昭和三年、青森県文化財保護協会）三八六一七頁）。兵学家としての貴田家嫡流のあり方、また「邦」という通名から、同邦なる人物と本書の位置を推定できようか。  
後考を俟ちたい。